

（1）病気の説明

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、ヒトにとって特殊なウイルスではなく、多くのヒトが感染し、子宮頸がんおよびその前がん病変をはじめ、外陰や膣に発症する上皮内腫瘍、尖圭コンジローマを発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、子宮頸がんの約50～70%は、HPV16、18型感染が原因とされています。HPVに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは国内では年間約10,000人が発症し、年間約2,700人が死亡すると推計されています。ワクチンでHPV感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見し早期に治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

（2）組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、2価（サーバリックス）・4価（ガーダシル）・9価（シルガード9）（不活化ワクチン）

現在国内で定期接種として接種できる子宮頸がん予防ワクチンは、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出されるHPV16型及び18型に対する抗原を含んでいる2価ワクチン（サーバリックス）と、尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因ともなる6型11型も加えられた4価ワクチン（ガーダシル）があります。これに加え、新たに31・33・45・52・58型のあわせて9つのHPVを予防する9価ワクチン（シルガード9）が令和5年4月1日から定期接種となります。HPV未感染者を対象とした海外の報告では、感染及び前がん病変の予防効果に関して、いずれも高い有効性が示されており、初回性交渉前の年齢層に接種することが各国において推奨されています。

副反応としては、注射部位の疼痛（83～99%）、発赤（30～88%）及び腫脹などの局所反応と、軽度の発熱（5～6%）、倦怠感などの全身反応がありますが、その多くは一過性で回復をしています。

医療機関から副反応の疑い例（有害事象）として報告されたうちの重篤症例（報告者が重篤と判断するもの）の発生頻度は、サーバリックスは0.0079%、ガーダシルは0.0088%です。

ワクチン接種を受けた場合でも、免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まれている型以外の型による子宮頸がんの可能性はあり得るので、定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

- ① 2価ワクチン（サーバリックス）を使用する場合、標準的には、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行います。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行います。
- ② 4価ワクチン（ガーダシル）または9価ワクチン（シルガード9）を使用する場合、標準的には、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行います。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行います。
- ③ 同じ種類のHPVワクチンで接種を完了することを原則としますが、すでに2価ワクチン（サーバリックス）または4価ワクチン（ガーダシル）を1回から2回接種した者が残りの接種を行う場合、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者がよく相談したうえで、9価ワクチン（シルガード9）を使用できます。
- ④ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に、血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、家族又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があります。

(3) 受け方

種類	標準的な接種方法		標準的な接種方法ができない時	
	2価サーバリックス	4価ガーダシル 9価シルガード9	2価サーバリックス	4価ガーダシル 9価シルガード9
受け方	【1回目】 ↓ 1か月以上あける 【2回目】 ↓ 1回目から 6か月以上あける 【3回目】	【1回目】 ↓ 2か月以上あける 【2回目】 ↓ 1回目から 6か月以上あける 【3回目】	【1回目】 ↓ 1か月以上あける 【2回目】 ↓ 2回目から 2か月半以上あける 【3回目】 ↓ 1回目から 5か月以上あける	【1回目】 ↓ 1か月以上あける 【2回目】 ↓ 2回目から 3か月以上あける 【3回目】

(4) 接種期限 令和7(2025)年3月31日まで

(5) これまでの経緯と積極的な勧奨について

平成25年6月より副反応との関係が否定できず積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月に安全性が確認されたため勧奨が再開されました。令和4年3月には、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと(キャッチアップ接種)になりました。詳しくは厚生労働省のホームページを参照してください。



(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou28/>)

予防接種を受ける前の注意事項

予防接種は、体調のよいときに受け、気にかかることは、かかりつけ医等に相談の上、予防接種を受けるかどうか判断してください。また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)をしている場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分程度は、医療機関(施設)で様子を観察しましょう。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、下記問合せ先へご相談ください。

<問合せ先>

こども家庭課 山目字前田 13-1 (一関保健センター) 21-5409 担当: 一関・花泉地域
 東部健康推進室 千厩町千厩字北方 174 (千厩支所内) 53-3952 担当: 千厩・室根・川崎・藤沢
 北部健康推進室 大東町大原字川内 41-2 (大東支所内) 72-4087 担当: 大東・東山

(参考) 新型コロナワクチンは、前後に季節性インフルエンザ以外の予防接種を行う場合、13日以上の間隔をおく必要があります。